

## 「定期の報告」の提出をお願いします

牛、馬、豚、山羊、めん羊、鶏、アヒル等を飼育している方は、家畜伝染病予防法（第12条の4）により、飼っている頭羽数や目的にかかわらず、毎年2月1日現在の家畜の種類、頭羽数等について、家畜保健衛生所を経由して県知事に報告することが義務付けられています。

お手元に報告様式を送付しましたので、まだ報告が済んでいない方は下記の期限までに提出をお願いします。

既にご報告いただいた皆様、ご報告ありがとうございました。

◎ 報告期限 **令和7年2月15日**

◎ 報告先 長野県佐久家畜保健衛生所

◎ 報告方法



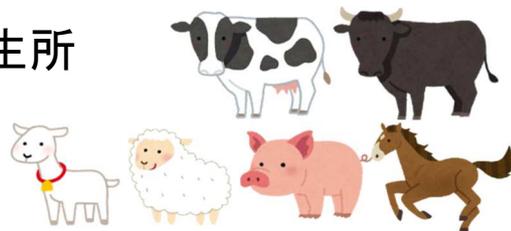
ファクシミリ：0267-63-3002



電子メール：[sakukachiku@pref.nagano.lg.jp](mailto:sakukachiku@pref.nagano.lg.jp)



郵送・持参：〒385-0035 佐久市瀬戸中庭 1111-179



報告様式は、下記URLからも入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sakukachiku/menkyo/shiyoesse.html>



国産の牛乳、お肉、卵を  
食べてまもう

畜産物を生産  
するためのコストが上昇しています。  
皆様に国産の畜産物を食べていただくことが  
生産者の応援に繋がります。



公益社団法人

中央畜産会

中央畜産会

TEL.03-6206-0840

東京都千代田区外神田2-16-2  
第2ディーアイシービル9F

全国の畜産会組織は地方競馬の売上の一部を活用して、日本の畜産振興に取り組んでいます。

来年から！

  家畜を飼養する皆さまへ  

## 定期報告が電子申請で可能となります

- ・令和8年2月から、定期報告が農林水産省共通申請サービス（eMAFF）上で行えるようになります。
- ・なお、引き続き紙媒体での報告は可能です。

### 電子申請には、eMAFF IDの取得が必要です



#### 【取得の流れ】

👉 eMAFF HP



#### 【電子申請学習動画】

👉 農林水産省公式  
YouTubeチャンネル



#### 【お問合せ先】※

<https://e.maff.go.jp/Inquiry>

Tel：0570-550-410（ナビダイヤル）

平日 9:30～17:30（土日祝日・年末年始を除く）



※eMAFFは農林水産省が所管する申請サービスのため、ID取得方法やログイン方法について、家畜保健衛生所（県）では回答することができません。